トマト加工品

名称
形状
原材料名
添加物
原料原産地名
固形量
内容総量
内容量
賞味期限
保存方法
使用上の注意
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定による。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　「濃縮トマト還元」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。

二　トマトの搾汁を濃縮した度合は、明瞭に表示する。

三　トマトの搾汁の含有率は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で表示する。

ジャム類

名称
原材料名
原料原産地名
そば粉の配合割合
内容量
賞味期限
保存方法
調理方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

別記様式一の規定による。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、使用上の注意は、明瞭に表示する。

乾めん類

名称
原材料名
原料原産地名
そば粉の配合割合
内容量
賞味期限
保存方法
調理方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、次に定めるところによる。

一　添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

二　そば粉の配合割合を商品名に近接した箇所に、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの文字で、そば粉の配合割合が十パーセント以上のものについては「そば粉の配合割合・〇割」等と実配合割合を上回らない数値により、そば粉の配合割合が十パーセント未満のものにあっては「１割未満」「10％未満」等と表示することができる。この場合において、そば粉の配合割合の事項を省略することができる。

三　調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示すれば、他の箇所に表示することができる。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

マカロニ類

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
調理方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、調理方法を一括して表示することが困難な場合には、調理方法の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

第八条各号（第三号を除く。）の規定による。

凍り豆腐

名称
原材料名
原料原産地名
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考
別記様式一の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添加物の事項を表示する。

第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、調理方法は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める八ポイント（表示可能面積がおおむね百五十平方センチメートル以下のものにあっては、六ポイント）の活字以上の統一のとれた文字で表示する。